特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険法による保険給付の支給、保険税賦課徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、国民健康保険法による保険給付の支給、保険税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDにより操作権限を限定する。また、事務の一部を外部委託事業者に委託しているため、個人情報の保護に関する契約を締結し、情報漏えいを防止する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法による保険給付の支給、保険税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	ア　事務の説明 　届出による国保資格の取得及び資格確認書等の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付、国保税の申告に基づく、賦課及び徴収を行う。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、国民健康保険法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・資格確認書、資格情報のお知らせ、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第１項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の２の一時差止め ・保険料の徴収又は保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ・国保情報集約システムを経由し、オンライン資格確認等システムの医療保険者等向け中間サーバーへの被保険者情報の提供及び機関別符号の取得
③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税（料） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・次期国保情報集約システム及び国保情報集約システム ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・健康かるて及びTIARA健康管理システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険資格台帳 給付等の届出記録 給付等申請書 資格・給付データ 賦課・収納データ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第９条第１項　別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 【各手続の根拠】 国民健康保険法第９条、第42条、第44条、第52条、第52条の２、第53条、第54条、第54条の３、第54条の４、第55条、第56条、第57条の２、第57条の３、第58条、第63条の２、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第82条、第113条の２、第113条の３、第116条、第116条の２

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、69の項、70の項、71の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法　附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課、総務部税務課、総務部収納課、保健福祉部すこやか保健センター
②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、総務部収納課長、保健福祉部すこやか保健センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号　(電話番号)0995-45-5111　(内線番号)1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1861

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	発送作業では複数の目または複数回確認を行った上で送付している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む申請書等は鍵のかかる棚で保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	国民健康保険法施行規則(略)第7条、第7条、第7条の2、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第7条の4、(略)	国民健康保険法施行規則(略)第7条、第7条、第7条の2、第7条の4、(略)	事後	
平成28年3月31日	Ⅰ-5-②所属長	生活環境部保険年金課 宝満 淑朗、総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 徳田 忍	生活環境部保険年金課 宝満 淑朗、総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章	事後	
平成28年3月31日	Ⅱ-1.対象人数-いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成27年11月30日 時点	事後	事務対象者【29,209】人 【平成27年11月30日時点】
平成28年3月31日	Ⅱ-1.対象人数-いつ時点の人数か-2.取扱者数-いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成27年11月30日 時点	事後	取扱者数【209】人 【平成27年11月30日時点】
平成29年3月31日	Ⅰ-1-②事務の概要	・市の区域内に住所を有することによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認 (略)	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止め ・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-1-②事務の概要	(略)	(略)	事前	平成29年度システム改修 平成30年度開始
平成29年3月31日	Ⅰ-1-③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム	事前	平成29年度システム改修 平成30年度開始
平成29年3月31日	Ⅰ-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項 【各手続の根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条、第63条の2、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第116条、第116条の2 介護保険法第134条 国民健康保険法施行令第27条の2、第29条、第29条の4、第29条の7の2 国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の7、第5条の8、第5条の9、第6条、第7条、第7条の2、第7条の4、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第13条、第20条の2、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第27条、第27条の5、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の17、第27条の26、第28条、第32条の3、第32条の5、第32の6	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 【各手続の根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条、第63条の2、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第82条、第113条の2、第113条の3、第116条、第116条の2	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項、43の項、44の項、45の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項、46の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-5-②所属長	生活環境部保険年金課 宝満 淑朗、総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章	生活環境部保険年金課 新鋼 一昭、総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章	事後	平成28年4月1日付け人事異動
平成29年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成29年2月28日 時点	事後	事務対象者【27,915】人 【平成29年2月28日時点】 国民健康保険被保険者数

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅱ-2-取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成29年2月28日　時点	事後	取扱者数【212】人 【平成29年2月28日時点】 国保G職員7人、臨時2人、看護師2人、レセ5人、 すこやか保健センター保健師23人 行政システム常駐SE2人、 特定健診契約医療機関60か所×2人 人間ドック契約医療機関14か所×2人 特定保健指導1か所×5人 （ジェネリック通知委託）国保連3人 （特定健診情報提供）地区医師会、県医師会、国保連合会、労働安全ヘルスサポートセンター各3人 （国保情報集約システム）国保連合会3人 合計212人
平成30年3月31日	Ⅰ-1-③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税（料） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・滞納整理システム（Levy2） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税（料） ・Acrocity国民健康保険（給付） ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・滞納整理システム（Levy2） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・TIARA健康管理システム	事後	掲載漏れ
平成30年3月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	【各手続きの根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第54条（以下略）	【各手続きの根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第53条、第54条（以下略）	事後	追加
平成30年3月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の1の項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の1の項、43の項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第25条の2	事後	（H29改正）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	Ⅰ-5-①部署	生活環境部保険年金課（以下略）	保健福祉部保険年金課（以下略）	事後	平成29年4月1日組織改正に伴う変更
平成30年3月31日	Ⅰ-5-②所属長	生活環境部保険年金課　新鍋　一昭、総務部税務課長　谷口　信一、総務部収納課長　永重　博章	保健福祉部保険年金課　有村　和浩、総務部税務課　西田　正志、総務部収納課長　谷口　信一	事後	平成29年4月1日人事異動に伴う変更
平成30年3月31日	Ⅰ-8連絡先	生活環境部保険年金課（以下略）	保健福祉部保険年金課（以下略）	事後	平成29年4月1日組織改正に伴う変更
平成30年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成29年2月28日　時点	平成29年12月31日　時点	事後	事務対象者【27,202】人 【平成29年12月31日時点】
平成30年3月31日	Ⅱ-2-取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年2月28日　時点	平成29年12月31日　時点	事後	取扱者数【217】人 【平成29年12月31日時点】
平成31年3月31日	Ⅰ-5-②所属長	保健福祉部保険年金課　有村和浩、総務部税務課長　西田　正志、総務部収納課長　谷口　信一	保健福祉部保険年金課　末原　トシ子、総務部税務課長　西田　正志、総務部収納課長　谷口　信一	事後	平成30年4月1日人事異動に伴う変更
平成31年3月31日	Ⅰ-8連絡先	保健福祉部保険年金課　有村和浩、総務部税務課長　西田　正志、総務部収納課長　谷口　信一	保健福祉部保険年金課　末原　トシ子、総務部税務課長　西田　正志、総務部収納課長　谷口　信一	事後	平成30年4月1日人事異動に伴う変更
平成31年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成29年12月31日時点	平成31年2月28日　時点	事後	事務対象者【26,207】人 【平成31年2月28日時点】
平成31年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成29年12月31日　時点	平成31年2月28日　時点	事後	取扱者数【251】人 【平成31年2月28日時点】
平成31年3月31日	Ⅳ－1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手除く。）		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－3特定個人情報の使用・目的を超えた紐付け		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－3特定個人情報の使用・権限のない者		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－4特定個人情報ファイルの取扱い委託		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－5特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた除く。）		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－6情報提供ネットワークシステムとの接続・目的外入手		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－6情報提供ネットワークシステムとの接続・不正な提供		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－7特定個人情報の保管・消去		十分である。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－8監査		自己点検	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅳ－9従業者に対する教育・啓発		十分に行っている。	事後	項目追加
平成31年3月31日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課　末原　トシ子、総務部税務課長　西田　正志、総務部収納課長　谷口	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、総務部収納課長	事後	
平成31年3月31日	1-8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部保険年金課　末原　トシ子、総務部税務課長　西田　正志、総務部収納課長　谷口　信一	保健福祉部保険年金課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1861	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月13日	Ⅰ-1-②事務の概要	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止め ・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止め ・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ・オンライン資格確認等システム稼働準備の資	事後	追加
令和2年2月13日	Ⅰ-1-③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・TIARA健康管理システム	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・Acrocity国民健康保険(給付) ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・滞納整理システム(Levy2) ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・TIARA健康管理システム ・国保総合システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	追加
令和2年2月13日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の1の項、43の項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第25条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の1の項、43の項、46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第25条の2 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法　附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	追加
令和2年2月13日	Ⅰ-5-①部署	保健福祉部保険年金課、総務部税務課、総務部収納課	保健福祉部保険年金課、総務部税務課、総務部収納課、保健福祉部すこやか保健センター	事後	保健センターの追加
令和2年2月13日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、総務部収納課長	保健福祉部保険年金課長、総務部税務課長、総務部収納課長、保健福祉部すこやか保健センター長	事後	保健センター長の追加
令和2年2月13日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成31年2月28日　時点	令和元年12月31日　時点	事後	事務対象者【25,575】人 【令和元年12月31日時点】
令和2年2月13日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	平成31年2月28日　時点	令和元年12月31日　時点	事後	取扱者数【249】人 【令和元年12月31日時点】
令和2年2月13日	Ⅳ　リスク対策	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年2月13日	Ⅳ　リスク対策	8.監査 「内部監査」	8.監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年2月13日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	Ⅰ-1-②事務の概要	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止め ・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ・オンライン資格確認等システム稼働準備の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止め ・保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課 ・保健事業の実施 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ・国保情報集約システムを経由し、オンライン資格確認等システムの医療保険者等向け中間	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	令和元年12月31日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	事務対象者【25,400】人 【令和3年1月1日時点】 国民健康保険被保険者数
令和3年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	令和元年12月31日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	取扱者数【259】人 【令和3年1月1日時点】 国保G職員7人、臨時2人、看
令和3年3月31日	Ⅳ　リスク対策	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	事後	
令和4年3月31日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	事務対象者【25,070】人 【令和4年1月1日時点】
令和4年3月31日	Ⅱ-2-対象人数-いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	取扱者数【259】人 【令和4年1月1日時点】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅰ-1-③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・Acrocity国民健康保険税（料） ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・Acrocity国民健康保険（給付） ・滞納整理システム（Levy2） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・TIARA健康管理システム	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・Acrocity国民健康保険税（料） ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・Acrocity国民健康保険（給付） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・TIARA健康管理システム	事後	・滞納整理システム（Levy2）の削除
令和5年3月1日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	事務対象者【24,175】人 【令和5年1月1日時点】 国民健康保険被保険者数
令和5年3月1日	Ⅱ-2-対象人数-いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	取扱者数【59】人 【令和5年1月1日時点】 国保G職員7人、臨時2人、看護師2人、レセ5人、 税務課市民税G職員14人、収納課職員18人 行政システム常駐SE2人、 （国保情報集約システム）国保連合会9人 合計59人
令和6年3月1日	Ⅰ-1-③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・Acrocity国民健康保険税（料） ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・Acrocity国民健康保険（給付） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・TIARA健康管理システム	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・Acrocity国民健康保険税（料） ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・Acrocity国民健康保険（給付） ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・次期国保情報集約システム及び国保情報集約システム ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理 ・健康かるて及びTIARA健康管理システム	事後	●システム更改に係る修正 ・次期国保情報集約システム及び国保情報集約システム ・健康かるて及びTIARA健康管理システム
令和6年3月1日	Ⅱ-1-対象人数-いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	事務対象者【23,439】人 【令和6年1月1日時点】 国民健康保険被保険者数
令和6年3月1日	Ⅱ-2-対象人数-いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	取扱者数【60】人 【令和6年1月1日時点】 国保G職員7人、臨時2人、看護師2人、レセ5人、 税務課市民税G職員14人、収納課職員19人 行政システム常駐SE2人、 （国保情報集約システム）国保連合会9人 合計60人
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	Ⅰ－1－②事務の概要	ア　事務の説明 　届出による国保資格の取得及び保険証の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付、国保税の申告に基づく、賦課及び徴収を行う。	ア　事務の説明 　届出による国保資格の取得及び資格確認書等の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付、国保税の申告に基づく、賦課及び徴収を行う。	事後	R6.12.1をもって被保険者証（保険証）の発行が廃止になったことによる変更
令和7年3月31日	Ⅰ－1－②事務の概要	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	・資格確認書、資格情報のお知らせ、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	事後	R6.12.1をもって被保険者証（保険証）の発行が廃止になったことによる変更
令和7年3月31日	Ⅱ-1-対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	対象人数　22,379人
令和7年3月31日	Ⅱ-1-取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	取扱者数　36名 国分　職員7名＋会年9名 隼人　職員3名＋会年2名 支所　職員13名＋会年2名
令和7年3月31日	Ⅳ－8人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－8人手を介在させる作業 判断の根拠		発送作業では複数の目または複数回確認を行った上で送付している。	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－9監査	（　）自己点検　（〇）内部監査　（　）外部監査	（〇）自己点検　（〇）内部監査　（　）外部監査	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を含む申請書等は鍵のかかる棚で保管している。	事後	